

令和５年度職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：延岡市長、延岡市議会議長、延岡市選挙管理委員会、延岡市代表監査委員
延岡市公平委員会、延岡市消防長、延岡市農業委員会、延岡市教育委員会

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.5 %
全職員	64.6 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.4 %
本庁課長相当職	98.0 %
本庁課長補佐相当職	96.5 %
本庁係長相当職	97.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.4 %
31～35年	93.2 %
26～30年	93.4 %
21～25年	90.8 %
16～20年	95.2 %
11～15年	85.0 %
6～10年	90.8 %
1～5年	92.2 %

【説明欄】

給与の男女の差異については、以下の傾向や理由により差異が生じています。

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者として男性職員による受給が多い。
- ・特殊勤務手当について、当該手当の支給対象となり得る消防職員において男性職員の割合が高く、男性職員による受給が多い。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である会計年度任用職員の職務の内容や責任の程度については、常勤職員と異なるものであり、そのことから給与水準が常勤職員に比べ低いものとなるが、会計年度任用職員への応募者には女性が多く、その結果、相対的に女性職員の給与水準を引き下げることとなる。

※なお、地方公務員法の平等取扱の原則等を遵守し、採用や管理職への登用、給料決定の方法等について、性別による差別は行っていない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。